## 「新しい自己資本比率規制の素案に対する意見募集の実施について」への意見一覧 (総論)

番号	条文	意見の概要	回答
1	総論	バーゼル Ⅱ が「銀行のプラクティスを重んじる」ものであるという趣旨を尊重して、金融機関からのパブリック・コメントに対して当局からの考え方を示していただきたい。また、当局と金融機関が互いの認識を深めるための意見交換の場を設定していただきたい。	新しい自己資本比率規制は金融機関の高度なリスク管理に対応しようするものであり、規制作成に当たっては引き続き金融機関等との意見交換の場を通じて十分な実態把握に努めた上で適切な対応を行っていきたいと考えています。また、パブリック・コメントに提出いただいた規制素案の内容面に関するコメントについては、原則としてすべて回答をお示しています。
2	総論	新しい自己資本比率規制とわが国の 査定・引当制度の相違により、内部 格付手法のデフォルト率、デフォル ト時損失率、期待損失率等の考え方 を引当金の計上に反映させることが できないため、既存の査定・引当制 度を新しい自己資本比率規制に合う ように見直すことを要望する。	バーゼル II は規制上の自己資本比率の算出の取扱いについて各国共通の枠組みを用意するものですが、査定・引当制度も含め各国それぞれに異なる会計制度等の変更や収斂を目指すものではありません。また、我が国に限らず、自己資本比率規制上の取扱いと会計上の取扱いに差異が生じることはあり得ると考えられますが、各国とも、バーゼル II においてその差異を無理に解消することを目指すものでもありません。
3	総論	銀行以外の市場参加者にも自己資本 比率規制を課すべきである。	銀行の自己資本比率規制は、銀行法に基づき、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期すという観点から、その経営の健全性を判断するための基準を定めるものです。ご指摘の市場参加者の範囲が必ずしも明らかではありませんが、他の市場参加者については、それぞれ関係する法律がある場合には、それに基づき適切な規制が課せられるべきものと考えます。

番号	条文	意見の概要	回答
4	総論	(1) リスク管理が実務において定着したものであること。(2) 海外のプラクティスと照らし合わせても、決して引けをとるものでないこと。(3) リスク管理の高度化を将と。(3) リスク管理の高度であるとの3点を満たしているリスク管理を尊重していただきたい。	新しい自己資本比率規制の内部格付手法等は、金融機関の自主的なリスク管理を重視するものですが、単純に、あるリスク管理のプラクティスが内外で広く見受けられることを理由に規制上もそれが認められるというものではありません。そのリスク管理のプラクティスが内部格付手法等の要件に照らして適切かどうかが確認できた場合に規制上も認められるようになります。むしろ、リスク管理が高度化していく中にあっては、金融機関には常にベスト・プラクティスを目指して取り組んでいただく必要があると考えています。
5	総論	国内基準行に対する自己資本比率規制の改定にあたっては、我が国金融業務の実態や金融慣行を勘案し、中小企業等への資金供給の円滑化に悪影響を与えないよう十分配慮すべき。	新しい自己資本比率規制の信用リスクの算出にあたっては、分散効果によりリスクが軽減されると考えられる中小企業・個人向けの与信については現行と比して所要自己資本が基本的には軽減される方向であり、これは、中小企業・個人向け与信に注力するわが国の中小・地域金融機関(多くは国内規準行)のビジネスモデルと整合的なものになっていると考えています。
6	総論	内部監査が充実していない金融機関 も多いことから、内部格付手法等の 採用にあたっての外部監査の位置付 けを明確にすべき。	新しい自己資本比率規制の内部格付手法等の高度な計算手法においては、金融機関自身が内部監査が適切に機能する枠組みを整備することが手法採用に不可欠の要件とされており、外部監査で代替すればよいというものではありません。他方、外部監査については、各金融機関がその意義・効能をよく理解した上で適切に利用することが望まれますが、新しい規制はバーゼル委の議論においても外部監査を必ずしも義務付けるものではありません。
7	総論	官報掲載を前提とした縦書き条文ではなく、横書きとすべき。	御指摘の趣旨は、理解いたしますが、告示の形式で最終的には規定される文書である以上、案文の段階でもその形式に沿うことが適当と考えます。

番号	条文	意見の概要	回答
8	総論	自己資本比率規制のコンメンタール が無償で公開されることを希望す る。	新しい自己資本比率規制の重要性と複雑さに鑑みると、規制をできる限り分かりやすく、また多くの方に理解していただくことが必要です。このため金融庁では告示改正作業に加えて、今後、監督指針や告示解釈集等を作成・公表し、規制の周知に努めてまいりたいと考えています。
9	総論	現在は規制対象外である住宅ローン 保証会社を金融庁が監督対象に含め ることにより、担保比率の高い抵当 権付住宅ローンにつき第三者へのリ スク移転を銀行に奨励し、又、その 方法の信頼性を高めるべきである。	自己資本比率規制は、あくまでも銀行の経営の健全性を判断するための基準であり、 御指摘のように特定の取引やビジネス・モデルを奨励するためのものではないことをご理解ください。
10	総論	持株会社形態をとっている場合、例 えば、信用リスク計測手法につい て、傘下銀行の一方は内部格付手 法、一方は標準的手法というように 異なる手法を採用することは可能 か。	銀行持株会社に関する新しい自己資本比率規制案については現在作成作業中ですが、銀行の自己資本比率規制案に倣って作成する予定としています。 御指摘の持株会社への内部格付手法の適用にあたっては、持株会社の連結ベースで、限られた適用除外部分を除いて全てのエクスポージャーについて内部格付手法の適用を求めることになります。 従って、複数の傘下銀行のうち片方のみ標準的手法を用いることは、適用除外の規定を満たす場合に限られることになります。